

○草津市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例

昭和45年4月1日

条例第2号

改正 昭和45年7月1日条例第30号

昭和45年12月24日条例第53号

昭和46年12月24日条例第32号

昭和48年4月1日条例第2号

昭和48年10月12日条例第26号

昭和48年12月22日条例第31号

昭和49年12月25日条例第42号

昭和51年3月31日条例第1号

昭和51年7月16日条例第33号

昭和52年10月21日条例第44号

昭和53年12月25日条例第45号

昭和54年12月24日条例第30号

昭和54年12月25日条例第37号

昭和56年4月1日条例第3号

昭和58年12月26日条例第31号

昭和60年12月26日条例第27号

昭和62年12月22日条例第34号

平成元年12月25日条例第25号

平成2年12月25日条例第22号

平成3年12月26日条例第50号

平成5年12月24日条例第26号

平成8年4月1日条例第2号

平成10年4月1日条例第3号

平成12年10月4日条例第28号

平成14年12月26日条例第49号

平成15年3月31日条例第10号

平成15年11月7日条例第23号  
平成17年12月1日条例第29号  
平成18年3月31日条例第4号  
平成19年12月27日条例第37号  
平成20年10月1日条例第16号  
平成21年5月29日条例第23号  
平成21年11月30日条例第30号  
平成22年11月29日条例第28号  
平成26年12月26日条例第35号  
平成27年3月31日条例第4号  
平成28年3月30日条例第8号  
平成28年12月20日条例第45号  
平成29年12月20日条例第32号  
平成30年12月25日条例第37号  
令和元年12月25日条例第28号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の規定に基づき、議会の議員に対して支給する議員報酬、期末手当および費用弁償の額ならびにその支給方法に関して必要な事項を定める。

(議員報酬の額)

第2条 議員報酬の額は、別表のとおりとする。

(議員報酬の支給方法)

第3条 新たに議員になつた者には、その日から議員報酬を支給し、議員報酬の額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた額の議員報酬を支給する。

2 議員が任期満了、失職、退職、死亡等のためその職を離れたときは、その日まで議員報酬を支給する。

3 議員報酬の支給日は、一般職の職員の例による。

(日割計算)

第4条 前条の規定により議員報酬を支給する場合であつて、その月の初日から支給す

るとき以外のとき、またはその月の末日まで支給するとき以外のときは、その議員報酬の額は、その月の現日数を基準として日割によつて計算する。

(期末手当の額および支給方法)

第5条 期末手当は、6月1日および12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する議員に対して支給する。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の170を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6か月 100分の100
- (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
- (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
- (4) 3か月未満 100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、議員報酬の月額およびその議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額とする。

4 前3項に定めるもののほか、期末手当の額および支給方法については、一般職の職員の例による。

(費用弁償)

第6条 議員が公務のため旅行したときは、費用弁償として草津市職員等の旅費に関する条例(昭和54年草津市条例第31号)に規定する市長等の例により算定した額の旅費を支給する。

2 前項に定めのない場合における費用弁償は、別に定める。

(費用弁償の支給方法)

第7条 費用弁償の支給方法は、一般職の職員に対する旅費支給の例による。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和45年1月1日から適用する。ただし、別表第2の規定は、昭和45年4月1日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

2 市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年草津市条例第19号)は、廃止する。

- 3 平成21年6月に支給する期末手当に関する第5条の規定の適用については、同条中「「100分の140」とあるのは「100分の160」」とあるのは「「100分の140」とあるのは「100分の145」」とする。

付 則（昭和45年7月1日条例第30号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の草津市議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

付 則（昭和45年12月24日条例第53号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年1月1日から適用する。

付 則（昭和46年12月24日条例第32号）

この条例は、昭和47年1月1日から施行する。

付 則（昭和48年4月1日条例第2号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の草津市議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

付 則（昭和48年10月12日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和48年12月22日条例第31号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和48年12月1日から適用する。
- 2 改正前の草津市議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例の規定に基づいて昭和48年12月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に議員に支払われた給与は、改正後の草津市議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

付 則（昭和49年12月25日条例第42号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年12月1日から適用する。

付 則（昭和51年3月31日条例第1号）

- 1 この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

- 2 改正後の草津市議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

付 則（昭和51年7月16日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和51年7月1日から適用する。

付 則（昭和52年10月21日条例第44号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の草津市議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例の規定は、昭和52年10月1日から適用する。

付 則（昭和53年12月25日条例第45号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の草津市議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和53年12月1日から適用する。
- 2 議員が、改正前の草津市議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例の規定に基づいて、昭和53年12月1日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

付 則（昭和54年12月24日条例第30号）

この条例は、昭和55年1月1日から施行する。

付 則（昭和54年12月25日条例第37号）

- 1 この条例は、昭和55年1月1日から施行する。
- 2 改正後の草津市議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

付 則（昭和56年4月1日条例第3号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の草津市議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和58年1月1日から適用する。
- 2 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の草津市議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

付 則（昭和58年12月26日条例第31号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の草津市議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和58年12月1日から適用する。
- 2 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の草津市議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

付 則（昭和60年12月26日条例第27号）

この条例は、昭和61年1月1日から施行する。

付 則（昭和62年12月22日条例第34号）

この条例は、昭和63年1月1日から施行する。

付 則（平成元年12月25日条例第25号）

この条例は、平成2年1月1日から施行する。

付 則（平成2年12月25日条例第22号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の草津市議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例（以下「職員条例」という。）、草津市長、助役および収入役の給与等に関する条例（以下「市長等条例」という。）、草津市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（以下「教育長条例」という。）および草津市常勤監査委員の給与等に関する条例（以下「監査委員条例」という。）の規定は、平成2年4月1日から適用する。
- 2 改正後の議員条例、市長等条例、教育長条例または監査委員条例の規定を適用する場合には、改正前のこれらの条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後のこれらの条例の規定による期末手当の内払いとみなす。

付 則（平成3年12月26日条例第50号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

付 則（平成5年12月24日条例第26号）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

付 則（平成8年4月1日条例第2号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

付 則（平成10年4月1日条例第3号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

付 則（平成12年10月4日条例第28号）

- 1 この条例は、平成12年10月5日から施行する。
- 2 改正後の草津市議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

付 則（平成14年12月26日条例第49号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

付 則（平成15年3月31日条例第10号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

付 則（平成15年11月7日条例第23号）抄  
（施行期日）

- 1 この条例は、平成15年12月1日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条および第10条の規定は、平成16年4月1日から施行する。

（規則への委任）

- 6 付則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則（平成17年12月1日条例第29号）抄  
（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年12月1日から施行する。

（規則への委任）

- 6 付則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則（平成18年3月31日条例第4号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

付 則（平成19年12月27日条例第37号）抄  
（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の草津市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成19年4月1日から適用する。ただし、改正後の給与条例第22条第2項第1号の規定ならびに第3条の規定による改正後の草津市議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例第5条の規定、第4条の規定による改正後の草津市長および副市長の給与等に関する条例第2条第3項の規定、第5条の規定による改正後の草津市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第3条第2項の規定および第6条の規定による改正後の草津市常勤監査委員の給与等に関する条例第3条第2項の規定は、同年12月1日から適用する。

（規則への委任）

6 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則（平成20年10月1日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成21年5月29日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成21年11月30日条例第30号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成21年12月1日から施行する。

（規則への委任）

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則（平成22年11月29日条例第28号）

この条例中第1条の規定は平成22年12月1日から、第2条の規定は平成23年4月1日から施行する。

付 則（平成26年12月26日条例第35号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の草津市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の規定は、平成26年12月1日から適用する。

付 則（平成27年3月31日条例第4号）



(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き議員である者の議員報酬については、施行日を含む任期に係る期間の末日までの間、なお従前の例による。

付 則（平成28年3月30日条例第8号）

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の草津市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例（次項において「改正後の議員報酬条例」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 3 改正後の議員報酬条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の草津市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の議員報酬条例の規定による報酬の内払とする。

付 則（平成28年12月20日条例第45号）

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の草津市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例（次項において「改正後の議員報酬条例」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 3 改正後の議員報酬条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の草津市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の議員報酬条例の規定による報酬の内払とする。

付 則（平成29年12月20日条例第32号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の草津市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例（以下「改正後の議員報酬条例」という。）の規定は、平成29年12月1日から適用する。
- 3 改正後の議員報酬条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の草津市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の議員報酬条例の規定による報酬の内払とみなす。

付 則（平成30年12月25日条例第37号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の草津市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例（以下「改正後の議員報酬条例」という。）の規定は、平成30年12月1日から適用する。

（経過措置）

- 3 改正後の議員報酬条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の草津市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の議員報酬条例の規定による報酬の内払いとみなす。

付 則（令和元年12月25日条例第28号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の草津市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例（以下「改正後の議員報酬条例」という。）の規定は、令和元年12月1日から適用する。

（経過措置）

- 3 改正後の議員報酬条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の草津市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給され

た報酬は、改正後の議員報酬条例の規定による報酬の内払とみなす。

別表（第2条関係）

職名	議員報酬
議長	月額 558,000円
副議長	月額 492,000円
議員	月額 443,000円